

令和5年9月29日
高齢・障害・求職者雇用支援機構

令和5年10月1日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

令和5年10月1日以降に申請する訓練科の認定申請について、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」、「認定申請様式」の改正を行いました。

主な変更点については、次のとおりとなります。改訂項目一覧については、別紙のとおりです。

※具体的な相談・申請については、各都道府県支部までお問い合わせください。

就職支援責任者に係る添付資料の追加について

今般の改正に伴い、通所を伴わない訓練コースを実施する場合は、就職支援責任者が適切に就職支援を行うことを示す資料（就職支援責任者の勤務予定表及び就職支援のフローがわかる書類又は訓練期間中の就職支援スケジュール等）の提出を求めることになりました。

訓練実施施設（運営拠点）の設置要件について

訓練実施施設（運営拠点）に、書類の保管場所及び実施状況確認場所の設置を求めることになりました。訓練実施施設（運営拠点）は、実施状況確認を行う為に機構職員2人が入室可能かつ書類を確認できるスペースが必要となります。

また、個人情報を漏洩する恐れがある場合（実施状況確認時も含み、関係者以外が個人情報に接することがない等）や求職者支援訓練に係る郵送物の受取体制が整っていない場合は、訓練実施施設とすることは認められません。

就職支援責任者の兼務について

通所を伴わない訓練コースに限り、複数施設（他の都道府県を含む）で就職支援責任者の兼務が可能であるが、訓練コースにおける、就職支援等の適正な実施を管理できる範囲とすること。

その他

軽微な文言の追記・修正を行いました。

令和5年10月1日以降に申請する訓練科からの申請の留意事項 改訂項目一覧

別紙

番号	文書	改訂箇所	ページ	改訂内容	備考
1	①留意事項(本文)		目次 上	留意事項の適用時期について	
2	①留意事項(本文)	① 第3	① P3	就職支援責任者に係る添付資料の追加について	今般の改正に伴い、通所を伴わない訓練コースを実施する場合に限り、就職支援責任者が適切に就職支援を行うことを示す資料(就職支援責任者の勤務予定表及び就職支援のフローがわかる書類又は訓練期間中の就職支援スケジュール等)の提出を求めることになりました。
3	①留意事項(本文)	① 第6 2. (3)③	① P21	訓練実施施設(運営拠点)の設置要件について	訓練実施施設(運営拠点)に、書類の保管場所及び実施状況確認場所の設置を求めることになりました。 訓練実施施設(運営拠点)は、実施状況確認を行う為に機構職員2人が入室可能かつ書類を確認できるスペースが必要となります。 また、個人情報を漏洩する恐れがある場合(実施状況確認時も含み、関係者以外が個人情報に接することがない等)や求職者支援訓練に係る郵送物の受取体制が整っていない場合は、訓練実施施設とすることは認められません。
4	①留意事項(本文)	① 別紙8	① P96	就職支援責任者の兼務について	通所を伴わない訓練コースのみを実施する場合に限り、訓練コースにおける就職支援等を適正に実施・管理できる範囲において、複数施設(他の都道府県を含む)で就職支援責任者の兼務を行うことが可能となりました。
5	全般			【修正】軽微な文言の追記・修正。	